

JETRO ASEAN 知財セミナー

ASEANにおけるドメイン・ネーム制度に関する調査

2013年6月18日

弁護士 小野寺 良文

調査事項(1/2)

1. ドメイン名登録制度の根拠法は存在するか。存在する場合いかなる法律か。
2. ドメイン名と知的財産法等関連法規との関係
3. ドメイン名のレジストリの名称及び住所等
4. ドメイン名のポリシーにはどのようなものがあるか。
5. 登録要件・手続の概要等
6. 過去5年間の登録申請数及び登録数(もしあれば)
7. 登録に要する平均の費用及び時間

調査事項(2/2)

8. ドメイン名紛争処理手続:

- 1) 紛争処理機関のリスト
- 2) 紛争処理方針
- 3) 紛争処理パネルの指名手続
- 4) ドメイン名取消、移転等の救済手段の内容・要件等
- 5) 紛争処理決定機関の決定に対する不服申立手続(裁判所への出訴等)
- 6) 過去5年間の紛争件数
- 7) 決定までの平均費用及び平均期間
- 8) 救済が認められた確率
- 9) 著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立

Key Issues

- フィリピンのみで統一ドメイン名紛争処理方針が適用可能であり、WIPOの紛争処理手続きが利用可能であった。
- 個別のドメイン名の紛争処理方針は、マレーシア、ミャンマー（但し、非公開であり内容不明）、フィリピン、シンガポール、ベトナムで定められている。
- その他の国々では、ドメイン名紛争は、基本的に裁判所において商標法その他適用法によって扱われている。これらの国々では、ドメイン名紛争の処理には費用と時間が掛かる。

ブルネイ

調査項目	概要
根拠法	存在しない。
関連法規との関係	存在しない。
レジストリ	Telekom Brunei Berhad
ドメイン名	.bn
ポリシー	存在しない。
登録要件・手続等	外国人による申請の場合は、国内の代理人を通じて行う必要がある。
申請及び登録の件数	登録件数については2012年で150件程度。
平均費用及び期間	費用：初年度は102ブルネイドル、2年目以降は50ブルネイドル。 期間：数週間。

ブルネイ

紛争処理機関	存在しない。高等裁判所に提訴し裁判手続により解決する。
紛争処理方針	存在しない。
パネルの指名手続	存在しない。
救済手段	存在しない。
不服申立手続	存在しない。
過去5年間の紛争件数	不明である。
平均費用及び平均期間	不明である。
救済が認められた確率	不明である。
著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立	過去10年間に於いてドメイン名に係る裁判例として公開されたものはない。

カンボジア

調査項目	概要
根拠法	ない。
関連法規との関係	商標法、著作権法等にドメイン名と関連する規定はない。
レジストリ	Telecommunication Regulator of Cambodia (T.R.C.)
ドメイン名	.kh
ポリシー	入手不能であった。
登録要件・手続等	商標登録(mark registration)と会社登記(commercial registration (registration of company))の証明書のマークとドメイン名が同一であり、ドメイン名が人を不快にさせ、又は不適切でないことを要する。
申請及び登録の件数	2013年2月末における登録数は約2,000件とのこと。
平均費用及び期間	150,00米ドルで4週間から6週間。

カンボジア

紛争処理機関	なし。
紛争処理方針	先に商業省に登録 (mark registration と commercial registration (registration of company)) がされているものが優先される。
パネルの指名手続	なし。
救済手段	当事者間の紛争は当事者間で解決することとされている。
不服申立手続	なし。
過去5年間の紛争件数	統計なし。
平均費用及び平均期間	統計なし。
救済が認められた確率	統計なし。
著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立	見あたらなかった。

インドネシア

調査項目	概要
根拠法	情報及び電子商取引法第24条
関連法規との関係	情報及び電子商取引法第23条に、ドメイン名の保有及び使用は、第三者の権利を侵害していないものでなければならない旨の定めがある。
レジストリ	Pengelola Nama Domain Internet Indonesia (PANDI) http://www.pandi.or.id/index.php?lang=en
ドメイン名	.id
ポリシー	Kebijakan Pendaftaran Nama Domain (ドメイン名登録ポリシー) http://pandi.or.id/index.php/files/download/195 Kebijakan Umum Nama Domain (ドメイン名ポリシー) http://pandi.or.id/index.php/files/download/194 Kebijakan Kode Praktik (実施ポリシーの規約) https://www.pandi.or.id/index.php/files/download/201
登録要件・手続等	現地にオフィスを持つことは必須であるが、外国企業の場合、外国投資会社をその場所とすることができる。外国企業の代理として、現地インドネシア企業にドメイン名を持たせることもできる。 事業者の名称や略称、商品・サービス名やブランドの名称、代表者・代理店・販売店の名称等のいずれかと同一であることを要する。
申請及び登録の件数	年ごとの申請数及び登録数に関するデータは見あたらなかった。2012年12月末日現在の全登録数は、93,073件とのこと。
平均費用及び期間	登録時: 800,000～3,500,000ルピア (登録手続にエージェントを利用した場合。) 更新時: 1年間あたり48,000～110,000ルピア 手続期間: 概ね2～5日程度

インドネシア

紛争処理機関	なし。
紛争処理方針	なし。
パネルの指名手続	なし。
救済手段	PANDIは紛争解決手続を提供していない。したがって訴訟を提起する必要があるが、商標権侵害の主張のほか、情報及び電子商取引法第23条第2項に基づく主張が考えられる。
不服申立手続	なし。
過去5年間の紛争件数	入手不能。
平均費用及び平均期間	裁判手続によって解決されるため裁判費用及び期間となる。
救済が認められた確率	入手不能。
著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立	なし。

ラオス

調査項目	概要
根拠法	ない。
関連法規との関係	商標法、著作権法等にドメイン名と関連する規定はない。
レジストリ	Lao National Internet Committee (LANIC), Ministry of Posts and Telecommunications
ドメイン名	.la
ポリシー	ない。
登録要件・手続等	ない。
申請及び登録の件数	統計なし。
平均費用及び期間	112,000LAKであり、一般的に申請の出願から6月(商標として保護するための費用と期間)。

ラオス

紛争処理機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ the Office of Economic Dispute Resolution (「OEDR」) ・ a Unit of Economic Dispute Resolution (「UEDR」)
紛争処理方針	紛争処理機関のWebサイトがなくWeb上では入手不能。
パネルの指名手続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1名構成の場合、双方当事者が指定する(指定し得ない場合は紛争処理機関が指定する)。 ・ 3名構成の場合、1名ずつは双方当事者の挙げる候補者が原則とし尊重され、3人目は紛争処理機関が指定する(3名構成以上でもこの方法をとる)。
救済手段	取消、移転、変更のための正確な要件は不明。
不服申立手続	裁判所への出訴は制限されていない。
過去5年間の紛争件数	統計なし。
平均費用及び平均期間	統計なし。
救済が認められた確率	統計なし。
著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立	見あたらない。

マレーシア

調査項目	概要
根拠法	Rules for Registration of Personal Domain Names
関連法規との関係	商標法及びコモンローに基づく詐称通用 (passing off) に基づく権利行使の対象となり得る。
レジストリ	.my DOMAIN REGISTRY (法人名はMYNIC Berhad) http://mynic.my/en/index.php
ドメイン名	.my
ポリシー	Agreement for Registration of Domain Name http://mynic.my/en/agreement.php
登録要件・手続等	現地拠点 (local presence) が必要となる。
申請及び登録の件数	2013年2月5日現在の全登録数は、211,614件とのこと。
平均費用及び期間	登録時: 11~40USDが上限金額。 手続期間は、2~5営業日程度。

マレーシア

紛争処理機関	クアラルンプール地域仲裁センター (Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration)
紛争処理方針	<ul style="list-style-type: none">① <u>MYNIC's Domain name Dispute Resolution Policy</u>② <u>MYNIC's Domain Name Dispute Resolution Policy - The Rules</u>③ <u>Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration's Supplemental Rules to MYNIC's Domain Name Dispute Resolution Policy</u>④ <u>Kuala Lumpur Regional Centre for Arbitration's Schedule of Fees</u>
パネルの指名手続	1名構成の場合は紛争処理機関が指定する。 3名構成の場合、1名ずつは双方当事者の挙げる候補者から選ばれ、3人目は紛争処理機関が指定する。

マレーシア

救済手段	ドメイン名の取消、移転等の要件は以下のとおり。 (a)他者が有する商標やサービスマークと同一であるか、混同の虞があるほど類似していること (b)ドメイン名の登録及び使用が悪意 (bad faith) によってなされたこと
不服申立手続	裁判所への出訴は制限されていない。
過去5年間の紛争件数	2007年～2012年の間では、18件。
平均費用及び平均期間	費用は、以下のとおり対象ドメイン名の数とパネル構成に基づいて計算される。 決定までの平均期間は、一般には60日以下。
救済が認められた確率	約70%程度
著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立	①Volkswagen Group Singapore Pte. Ltd. v Webmotion Design ②Hugo Boss AG v Eppies Internet ③Apple Inc. v Eppies Internet 上記のいずれにおいても、申立人が勝利した。

ミャンマー

調査項目	概要
根拠法	存在しない。
関連法規との関係	ドメイン名の侵害を含むサイバー犯罪について定めた法規が存在する。
レジストリ	Information & Technology Department
ドメイン名	.mm
ポリシー	Domain Name Policy
登録要件・手続等	必要書類を準備し、審査を経て Information & Technology Departmentよりドメイン名の登録につき承認を得る。 ドメイン名プロバイダとの契約も別途必要である。
申請及び登録の件数	申請件数は不明。2012年12月の登録件数は1,454件。
平均費用及び期間	費用: 50,000チャット(セカンドレベルドメインによっては無料) 期間: 最低2週間程度

ミャンマー

紛争処理機関	存在しない。仲裁手続で解決する。
紛争処理方針	通信・情報技術省が提供する指針が存在するが、非公開。
パネルの指名手続	存在しない。
救済手段	存在しない。
不服申立手続	存在しない。
過去5年間の紛争件数	不明である。
平均費用及び平均期間	不明である。
救済が認められた確率	不明である。
著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立	不明である。

フィリピン

調査項目	概要
根拠法	ない
関連法規との関係	商標法、著作権法等にドメイン名と関連する規定はない。
レジストリ	dotPH Domain, Inc. http://www.dot.ph
ドメイン名	.ph
ポリシー	General Policies http://www.dot.ph/corporate/policies/general-policies Term of Domain Name Service and Renewal Policy http://www.dot.ph/corporate/policies/term-of-domain-name-service-and-renewal-policy Domain Name Registration/Applicant Information Policy http://www.dot.ph/corporate/policies/domain-name-registration-applicant-information-policy Domain Name Service Agreement http://www.dot.ph/corporate/policies/domain-name-service-agreement

フィリピン

登録要件・手続等	詳細は上記の Domain Name Registration / Applicant Information Policy参照。 登録を希望するドメイン名の既登録の有無は、dotPH Domains, Inc.のウェブサイト上で簡易な検索が可能。
申請及び登録の件数	各年の申請数及び登録数に関するデータは見あたらなかった。
平均費用	登録時：70USD(2年間有効)、175USD(5年間有効)、350USD(10年間有効) 更新時：70USD(2年間有効)、175USD(5年間有効)、350USD(10年間有効) 手続期間：数日程度

フィリピン

紛争処理機関	WIPO、HKIAC
紛争処理方針	<p>Uniform Dispute Resolution Implementation Rules http://www.dot.ph/corporate/policies/uniform-dispute-resolution-implementation-rules</p> <p>Uniform Dispute Resolution Policy http://www.dot.ph/corporate/policies/uniform-dispute-resolution-policy</p> <p>(紛争解決機関としてWIPOを選択した場合) http://www.wipo.int/amc/en/domains/cctld/ph/index.html</p>
パネルの指名手続	<p>1名構成の場合は紛争処理機関が指定する。</p> <p>3名構成の場合、1名ずつは双方当事者の挙げる候補者が原則として尊重され、3人目は紛争処理機関が指定する。</p>
救済手段	<p>ドメイン名の取消、移転等の要件は以下のとおり。</p> <p>(a) 他者が有する商標やサービスマークと同一であるか、混同の虞があるほど類似していること(b) ドメイン名の登録申請者が当該ドメイン名について何らの権利も有効な利害関係も有していないこと(c) ドメイン名の登録及び使用が悪意(bad faith)によってなされたこと</p> <p>詳細は上記Uniform Dispute Resolution Policyに定められている。</p>

フィリピン

不服申立手続	裁判所への出訴は制限されていない。												
過去5年間の紛争件数	統計は入手不能。但し、WIPOウェブサイトの公表事例では、2008年以降の紛争件数は9件である。												
平均費用及び平均期間	<p>平均期間については入手不能。 平均費用は以下のとおり。</p> <table border="0"> <tr> <td>パネリスト1名</td> <td>パネリスト3名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象ドメイン名数1～5</td> <td>1500USD</td> <td>4000USD</td> </tr> <tr> <td>同6～10</td> <td>2000USD</td> <td>5000USD</td> </tr> <tr> <td>同11以上</td> <td>協議</td> <td>協議</td> </tr> </table>	パネリスト1名	パネリスト3名		対象ドメイン名数1～5	1500USD	4000USD	同6～10	2000USD	5000USD	同11以上	協議	協議
パネリスト1名	パネリスト3名												
対象ドメイン名数1～5	1500USD	4000USD											
同6～10	2000USD	5000USD											
同11以上	協議	協議											
救済が認められた確率	統計は入手不能。但し、WIPOウェブサイトの公表事例(2000年～2012年)では、15件中14件で救済が認められている。												
著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立	<p>① <i>Japan Tobacco, Inc. and JT International (Philippines) Inc. v. dotPH PrivateRegistration / Harry William Acosta</i>(2012年7月9日、Case No. DPH 2012-0001)</p> <p>② <i>Skype Limited v. Hanna Jeong</i>(2011年5月19日、Case No. DPH 2011-0001)</p> <p>③ <i>Google Inc. v. PD Hosting Inc., Ken Thomas</i>(2011年10月26日、Case No. DPH 2011-0004)</p>												

シンガポール

調査項目	概要
根拠法	存在しない。
関連法規との関係	特になし。
レジストリ	Singapore Network Information Centre (SGNIC) Pte. Ltd.
ドメイン名	.sg
ポリシー	Registration Policies, Procedures and Guidelines (RPPG) http://www.nic.sg/page/registration-policies-procedures-and-guidelines
登録要件・手続等	各ドメイン名により使用できる者に要件が付されている。
申請及び登録の件数	申請の件数は不明であるが、2012年12月の登録件数は144,576件。
平均費用及び期間	およそ500シンガポールドルで、3～7日間

シンガポール

紛争処理機関	Singapore Mediation Center
紛争処理方針	The Singapore Domain Name Dispute Resolution Policy
パネルの指名手続	Singapore Domain Name Dispute Resolution Service の Secretariatによる指名
救済手段	ドメイン名の取消、移転、変更等
不服申立手続	裁判所への提訴が可能。
過去5年間の紛争件数	12件。
平均費用及び平均期間	費用についてはパネルの人数と問題となるドメイン数に応じ異なる。平均期間としては1～2か月ほど。
救済が認められた確率	3分の2
著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立	Google Inc. v Googles Entertainment

タイ

調査項目	概要
根拠法	ない
関連法規との関係	商標法、著作権法等にドメイン名と関連する規定はない。
レジストリ	Thailand Network Information Center (THNIC) https://www.thnic.co.th/
ドメイン名	.th
ポリシー	Domains Poicy https://www.thnic.co.th/policy Policy of Domain Name Registration under “.ไทย” (ドラフト) https://www.thnic.co.th/doc/dotthai_policy_pp20110107%5bdraft%5d%5ben%5d.pdf Policy of Termination https://www.thnic.co.th/?page=policy_delete

タイ

登録要件・手続等	<p>以下のいずれかの場合に「co.th」を登録できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイ法人又はタイに駐在員事務所を有する外国法人 <ul style="list-style-type: none"> →商号又はその略称と同一のドメイン名(1つに限る) <ul style="list-style-type: none"> ・タイで登録された商標権を有するか、外国商標をタイの駐在事務所が保有していること →当該商標又はサービスマークと同一のドメイン名
申請及び登録の件数	<p>年ごとの申請数及び登録数に関するデータは見あたらなかった。 2012年12月末日現在の全登録数は、64,158件とのこと。</p>
平均費用及び期間	<p>登録時：1500THB+7%VAT(2年間有効) 更新時：800THB+7%VAT(1年間有効) 但し、より長期間の分を一括払いすると割引有り。 手続期間：登録及び更新ともに数日程度。</p>

タイ

紛争処理機関	なし。
紛争処理方針	なし。
パネルの指名手続	なし。
救済手段	THNICの規則では、当事者間の紛争は当事者間で解決することとされており、THNICは紛争解決手続を提供していない。 商標法等を通常の裁判手続によって解決する必要がある。 なお、規則上THNICは裁判所の命令によりドメイン名登録を消滅できるものとされており、このような命令を裁判所が為した判例がある。
不服申立手続	なし。
過去5年間の紛争件数	入手不能。
平均費用及び平均期間	裁判手続によって解決されるため裁判費用及び期間となる。 但し、ドメイン名を対象した紛争は少数であり、費用と期間についての統計は入手不能。

タイ

救済が認められた確率	入手不能。
著名な外国企業によって申し立てられた注目すべき申立	Intel Corp. v. Intel Card Industries 最高裁判決(2005年) 最高裁判所は、Intel Corp.が世界的に著名であることを理由に、Intel Card Industriesはintelcardgroup.co.thとのドメイン名を悪意(bad faith)で登録したとして、取消を命じた。

ベトナム

調査項目	概要
根拠法	インターネットリソースの管理と活用に関する通達 No. 09/2008/TT-BTTTT http://www.vnnic.vn/sites/default/files/vanban/Circular%20No.09-2008%20-TT.BTTTT%20%2824.12.2008%29.PDF
関連法規との関係	情報技術法第12条(ドメイン名の不正取得を規制) http://www.vnnic.vn/en/domain/policy/using-vn-domain-name-vietnam-protected-laws?lang=en 知的財産法第130条第1項(d)(ドメイン名に関する不正競争行為を規制)
レジストリ	Vietnam Internet Network Information Center (VNNIC) (情報通信省(Ministry of Information and Communication)の傘下の組織) http://www.vnnic.vn/en
ドメイン名	.vn

ベトナム

<p>ポリシー</p>	<p>Regulations on .VN management http://www.vnnic.vn/en/domain/policy/regulations-vn-management?lang=en Principles of registration, complaint settlement and domain name disputes resolution policy for dot VN http://www.vnnic.vn/en/domain/policy/principles-registration-complaint-settlement-and-domain-name-disputes-resolution?lang=en</p>
<p>登録要件・手続等</p>	<p>国家利益を侵害する等の例外的場合を除き、登録者がベトナム国内・国外であるかを問わず、先着順で登録できる。</p>
<p>申請及び登録の件数</p>	<p>全登録数(.vnドメイン名): 357,584件(2012年末現在) 2012年における登録数(.vnドメイン名): 169,909件 ベトナム語ドメイン名登録総数: 852,270件(2012年11月末現在)</p>
<p>平均費用及び期間</p>	<p>http://www.vnnic.vn/en/domain/fee-schedule-vn ベトナム語ドメイン名登録は無料。</p>

ベトナム

紛争処理機関	調停、仲裁、裁判所
紛争処理方針	国別ドメイン名 (.vn) に関する紛争解決に関する通達 No. 10/2008/TT-BTTTT http://www.vnnic.vn/en/dispute-resolution-policy ベトナム国別ドメインに関する紛争の解決に関するVNNIC決定 No. 73/QD-VNNIC
パネルの指名手続	なし。
救済手段	調停での和解、仲裁の最終判断又は裁判所の拘束力ある判決により、レジストラ又はVNNICがドメイン名の取消等を行う。
不服申立手続	— (通常の仲裁／裁判の例による。)
過去5年間の紛争件数	入手不能。
平均費用及び平均期間	入手不能。
救済が認められた確率	入手不能。

ベトナム

著名な外国企業によって 韓国サムスン電子が、“samsungmobile.com.vn”及び
申し立てられた注目すべき申し立 “samsungmobile.vn”のドメイン名の保有者を相手方として
裁判所に申し立て、両ドメイン名について、保有者の登録の取
下げを認めさせた事例（2009年申立て、2011年高裁判決）

連絡先

小野寺 良文

電話: +81-3-5223-7769

E-mail: yoshifumi.onodera@mhmjapan.com

ご清聴ありがとうございました。